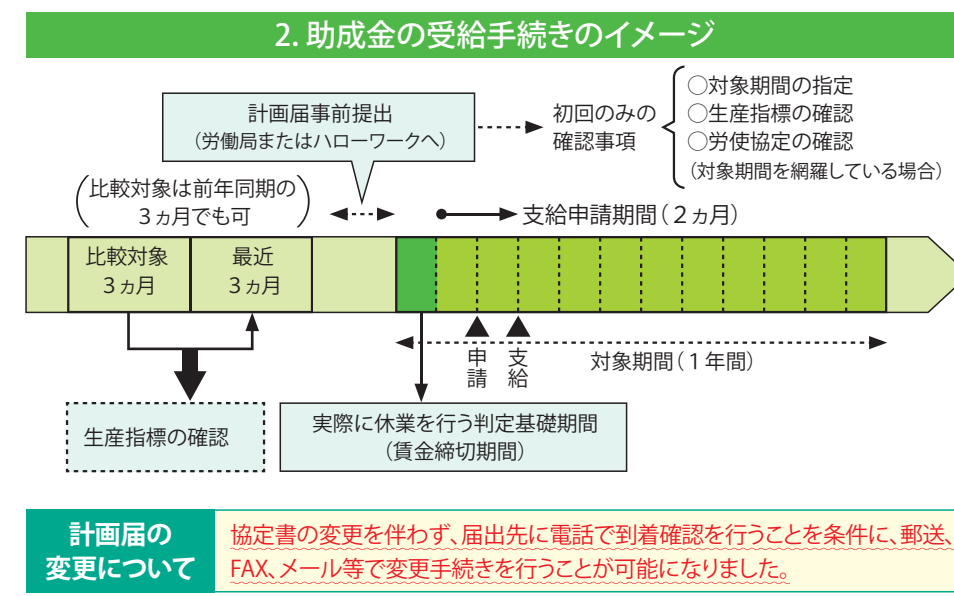


「中小企業緊急雇用安定助成金」が拡充されました

景気の変動、産業構造の変化などの経済的理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業や教育訓練等を行い、雇用維持を図ることを支援するため、政府は従前から「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」制度を制定しています。

平成21年6月8日から、米国発の金融危機の影響を受けた厳しい経済環境に対応して、「中小企業緊急雇用安定助成金」が拡充されましたので、この制度の概要についてご紹介いたします。**(赤字部分が、平成21年6月から拡充された部分です)**

1. 主な支給対象要件			
本助成金の支給対象となる事業主は、次の通りです。			
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ●支給対象事業主：雇用保険適用事業主 ●支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者の加入期間は問わず） 		
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ●売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3カ月の月平均が、その直前の3ヵ月または前年同期に比べ5%以上減少していること（ただし、前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少も可） ●実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要） 		
個別ケースごとの支給要件	休業を実施する場合	所定労働日の全1日の休業または1時間以上の休業を行うこと	
	教育訓練を実施する場合	事業所内訓練	所定労働時間の全1日または半日(3時間以上所定労働時間未満)にわたって行うこと
		事業所外訓練	1日に3時間以上行い、受講者を当日業務に就かせないこと
	在籍出向者が出向先で休業等をした場合	出向元が休業等協定を結び申請する場合、出向先も生産量要件を満たすこと	
出向を実施する場合	3ヵ月以上1年以内の出向を行うこと		



(資料)厚生労働省「雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブック」

3. 支給額

休業及び教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ●休業手当や教育訓練の日における賃金相当額の4/5[※]（ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当の最高日額が上限：平成21年8月1日時点 7,685円） ●教育訓練を実施した場合は、上記の金額に1日1人6,000円を加算 ●支給限度日数：3年間で300日（1年間の支給限度日数を撤廃）
出向	<ul style="list-style-type: none"> ●出向元で負担した賃金（出向元事業主の負担額が出向前の通常賃金の1/2を超える場合は1/2が限度）の4/5[※]（ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に330/365を乗じた額が上限）

※ 従業員の解雇等を行わない事業主及び障害のあるかたへの支給は、助成率が(4/5→9/10)に上乘せられます。

本制度のご利用にあたっての注意事項

本制度は今後改正される可能性がありますので、ご利用に関しては、下記ホームページで最新の情報をご確認ください。また、助成金の申請に必要な書類などの詳細は、ハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

- 厚生労働省「雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブック」
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a05-1.html>
- ハローワーク等所在地情報
<http://www.hellowork.go.jp/html/list.html>

日本公庫中小企業事業「地域活性化・雇用促進資金」融資対象者追加のご案内

日本公庫中小企業事業では、雇用の促進等を図る中小企業の皆さまへの支援を一層強化するため、平成21年5月11日から「地域活性化・雇用促進資金」の融資対象者に、「中小企業緊急雇用安定助成金等に係る実施計画の届出が受理されたかた」を追加しました。

※本融資制度の詳細については、お近くの日本公庫各支店中小企業事業までお問い合わせください。

融資対象 (平成21年5月11日制度拡充部分)	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金及び残業削減雇用維持奨励金に係る実施計画の届出が受理されたかた ●新たに2名以上(特定業種^注)に該当する場合、従業員20名以下の企業の場合または女性、若年者(30歳未満)もしくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合は1名以上の雇用を行うかた <p>(注)特定業種：中小企業信用保険法に定める特定業種</p>	
資金使途	長期運転資金	
融資条件	融資限度額	2億5千万円
	融資期間(据置期間)	7年以内(1年以内)
	利率	特別利率①

(平成21年10月28日当事業発行「経営情報 NO.367」より)